

軽自動車検査申請書の添付書類の有効期間を延長します ～新型コロナウイルス感染症対策～

令和3年7月8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにより、検査対象軽自動車の新規検査等の申請を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、添付書類の有効期間を延長する取扱いを実施いたします。

○ 添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、検査対象軽自動車の新規検査及び自動車検査証記入申請等に添付が求められている以下の書類については、令和3年7月13日より以下のとおり有効期間が満了してもなお有効なものとして取り扱う措置を実施いたします。

- ・ 使用者の住所を証する書面（住民票や印鑑（登録）証明書又は登記事項証明書等）

令和3年4月12日から令和3年10月11日までに発行されたものについて、令和4年1月12日までの間に軽自動車検査協会の窓口へ提出があった場合においては、有効なものとして取り扱います。

※ 登録自動車についても、自動車登録申請書の添付書類に関して、同様の取扱いが実施されません。詳しくは、国土交通省各運輸支局又は自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

連絡先

軽自動車検査協会 検査部 川島・城下
住所 東京都新宿区西新宿3-2-11
電話 03-5324-6613
FAX 03-5324-6621